（内閣委員会）

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する令和八年八月七日付けの職員の給与の改定に関する勧告並びに職員の勤務時間及び休暇の改定に関する勧告に鑑み、一般職の国家公務員について、俸給表及び諸手当の改定を行うとともに、新たに年次無給休暇を設ける等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正

１　俸給表の改定

全ての俸給表の俸給月額を引き上げる。

２　諸手当の改定

イ　期末手当及び勤勉手当の支給割合について、それぞれ年間〇・〇二五月分引き上げる。

ロ　広域異動手当について、支給割合を引き上げる。

ハ　単身赴任手当について、加算額を廃止するとともに、新たに転居手当を設け、転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とし、月額四万三千円（単身赴任手当支給職員は十万五千円）を超えない範囲内で往来距離の区分に応じ人事院規則で定める額を支給する。

二、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の一部改正

１　休日の勤務時間に代わる時間として別の勤務日等の勤務時間の全部又は一部を指定することを可能とする休日勤務代休時間を新設し、代休日を廃止する。

２　新たに年次無給休暇を設け、特別の事由を要しない無給の休暇とし、その日数は一の年において七日とする。

三、施行期日等

１　この法律は、公布の日から施行する。ただし、一の２のハ及び二は令和九年四月一日から施行し、一の１並びに一の２のイ及びロは令和八年四月一日から適用する。

２　その他この法律の施行に関し必要な措置等を定める。